

総合支援資金の債権管理の適正化

対象受検機関：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

事務事業の概要	検出事項	監査の結果															
<p>1 総合支援資金貸付制度の概要</p> <p>(1) 国の貸付制度である生活福祉資金貸付の1つであり、失業や減収により生計の維持が困難となった世帯を対象とする貸付。金融危機への対応として平成21年10月に離職者支援資金を廃止して創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付内容…生活支援費（月20万円以内、3～6か月）、住宅入居費（40万円以内） 連帯保証人なしでも借入可能 ・償還期限…据置期間（6か月）後、10年以内に毎月返済 <p>(2) 貸付手続の流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">借入申込者</p> <p style="text-align: center;">↓ 相談・申込</p> <p style="text-align: center;">市町村社協(貸付窓口)</p> <p style="text-align: center;">↓ 書類送付</p> <p style="text-align: center;">府社協(実施主体)</p> </div> <p style="margin-left: 200px;">↑ 交付決定・契約</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>実施主体は大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）、業務の一部を市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）へ委託。</p> </div> <p>(3) 貸付原資：国と府から補助金（国2/3府1/3。H21年度から国10/10）。H24年度末35,745百万円。</p> <p>《新規貸付件数、金額の推移》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21 (10月～)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>3,812</td> <td>4,908</td> <td>1,923</td> <td>1,297</td> </tr> <tr> <td>貸付送金額(実績) (百万円)</td> <td>1,922</td> <td>5,204</td> <td>1,802</td> <td>971</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H21 (10月～)	H22	H23	H24	貸付件数	3,812	4,908	1,923	1,297	貸付送金額(実績) (百万円)	1,922	5,204	1,802	971		
年度	H21 (10月～)	H22	H23	H24													
貸付件数	3,812	4,908	1,923	1,297													
貸付送金額(実績) (百万円)	1,922	5,204	1,802	971													
<p>2 債権の滞留状況</p> <p>総合支援資金と前身の離職者支援資金の貸付残高の推移は以下のとおり。 総合支援資金（制度開始：平成21年）は平成24年度の償還率（償還済額÷償還計画額）（294百万円÷968百万円）が約30パーセント程度に留まっており、さらなる長期滞留債権の増加が見込まれる。</p> <p>《貸付残高、長期滞留債権の推移》 （各年度末時点、単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合支援資金</td> <td>7,080(0)</td> <td>8,623(923)</td> <td>9,179(3,651)</td> </tr> <tr> <td>(参考) 離職者支援資金</td> <td>5,304(2,266)</td> <td>5,046(3,360)</td> <td>4,790(3,592)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* () 内は長期滞留債権。決算日時点で1年以上償還が滞ったことがある借受人への貸付残額(償還期限未到来分含む)。</p>	年度	H22	H23	H24	総合支援資金	7,080(0)	8,623(923)	9,179(3,651)	(参考) 離職者支援資金	5,304(2,266)	5,046(3,360)	4,790(3,592)	<p>徴収不能引当金の算定方法について、平成25年度からは生活福祉資金会計準則に基づき「徴収不能発生割合」及び「徴収不能見込額」を基礎に算定する必要があるが、府社協では、それぞれ「償還免除実績に基づく割合」及び「償還免除の適格要件に合致する等の貸付額」を適用して引当金を算定する予定である。</p>	<p>生活福祉資金会計準則に基づき、府社協が予定している償還免除を基礎とした算定方法では、将来において徴収不能となる見込みが引当計算に十分に反映されず、引当額が実態に比べて大幅に不足することが予想される。</p> <p>適切な徴収不能引当金の算定方法を検討する必要がある。</p>			
年度	H22	H23	H24														
総合支援資金	7,080(0)	8,623(923)	9,179(3,651)														
(参考) 離職者支援資金	5,304(2,266)	5,046(3,360)	4,790(3,592)														
<p>3 債権の評価</p> <p>(1) 徴収不能引当金の算定方法</p> <p>《平成24年度まで》生活福祉資金会計準則の経過措置に基づき、以下の算式による生活福祉資金全体の償還免除率（約7.6パーセント）を貸付金残高に乗じて計上している（総合支援資金695百万円）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{当該年度末に償還免除規程に該当している貸付額} + \text{当該年度の償還免除実績額}}{\text{当該年度末の貸付金残高} + \text{当該年度の償還免除実績額}}$ </div>	<p>償還免除要件は国の厳格な基準（償還期限（6か月の据置期間後10年以内）到来後2年を要するなど）が適用されるため、現時点での償還免除実績は少額に留まっており、平成24年度の償還免除率は約7.6パーセントに過ぎない。</p>																

《平成25年度以降》 経過措置が終了し、下記ア～ウの債権区分ごと引当金額の算定が必要となる。単純に償還免除実績や償還免除要件の充足を基礎としたものではなく、徴収不能見込額を把握する必要がある。

ア 健全な債権(*1)×過去の徴収不能発生割合(*2)
イ 徴収不能のおそれのある債権(*1)×過去の徴収不能発生割合(*2)
ウ 徴収不能の可能性が極めて高い債権(*1)に係る徴収不能見込額

- *1 ア. 健全な債権…長期滞留債権以外の債権
イ. 徴収不能のおそれのある債権…債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権（債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合など）
ウ. 徴収不能の可能性が極めて高い債権…償還免除の適格要件に合致する等回収が極めて困難な債権
- *2 過去3年間の徴収不能額÷過去3年間の各年度末の各債権区分毎の貸付金残高の合計

(2) 償還免除の要件と実績

《主な償還免除の要件(国の基準)》

- (死亡) 借受人が死亡した場合で、相続人及び連帯保証人からの償還が困難な場合。
- (所在不明) 償還期限到来後2年以上所在不明で、相続人及び連帯保証人からの償還が困難な場合。
- (その他) 償還未済額について時効成立の場合、破産手続終了しかつ連帯保証人がいない場合 など。

《償還免除の実績》

年度	H22	H23	H24
償還免除額 (百万円)	0	0	89

《償還免除の原資》 原則として「欠損補てん積立金」の範囲内で行う（平成24年度末2,079百万円）。

一方、現在の総合支援資金の償還率は約30パーセントに留まっており、将来的に多額の徴収不能が発生する可能性がある。

徴収不能に備えて積立てられている欠損補てん積立金（2,079百万円）は、徴収不能見込み（実態を正確に反映した徴収不能引当金額）と比較して大幅に不足している可能性が高い。

制度を持続的に運営するために、実態を明らかにし、所要の財源を確保するなどの対応について国等への働きかけを行うべきである。

4 債権の管理

- (1) 貸付審査…貸付対象者は失業から原則2年以内で、貸付金額は失業前の収入が上限、多額の負債を背負っていないことなどが要件。
- (2) 督促
 - ・コールセンター設置:外部への業務委託。償還開始案内、口座振替不能者への毎月の償還案内(6か月間)。
 - ・府社協職員の督促:3か月後に電話督促、6か月後に書類送付、12か月後に連帯保証人への書類送付。
 - ・債権整理班の配置:6名体制。主として困難事例に対応。
- (3) 市町村社協の関わり

《運営要領上想定されている主な役割》

- ・関係機関との連携、連絡、調整業務
- ・借入申込者及び借受人への支援業務
- ・償還への協力業務 など

《市町村社協の関わりの実態》

府社協から市町村社協への業務委託契約において、府社協の債権管理業務への協力が盛り込まれているものの、債権管理を府社協が一元的に実施している実態があり、貸付期間中の借受人に対する自立支援業務（就職活動状況の確認など）は府社協が行っており、貸付後における市町村社協の関与はほとんどない。

さらに、市町村社協への事務費の大部分は、国からの時限的な予算措置である緊急雇用基金に依拠しており、安定的な人員配置が困難である。

借受人による返済の口座振替が確認できなかった場合、コールセンターから毎月（6か月間）電話連絡を行っているものの、府社協職員による督促は、延滞発生時から3か月经過した時点で電話連絡、6か月经過時点で書類送付している。

市町村社協は貸付申請時に自立計画をチェックするのみで、それ以降ほとんど関与はできていない。

外部委託先のコールセンターでは借受人の詳細な状況の把握が困難であるため、延滞発生時から3か月を待つことなく、早期に府社協職員による迅速かつ継続的な対応が望まれる。

府社協は、市町村社協に対して、貸付金の債権管理事務への一層の参画を促すことを検討すべきである。

<p>(参考) 府社協における事務費の主な財源と用途 補助金 (財源 国1/2 府1/2) 66百万円 (うち市町村社協への事務費 9百万円) 補助金 (緊急雇用基金分 財源 国1/1) 433百万円 (うち市町村社協への事務費302百万円)</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の見解</p> <p>生活福祉資金会計準則では、徴収不能見込額の算定について、過去の徴収不能発生割合 (各会計年度の金銭債権の徴収不能額＝実際に発生した徴収不能額) を基礎として算定するだけでなく、個別に徴収不能の可能性が極めて高い債権についても把握し見込額を引き当てることとなっている。この見込額には、今すぐ償還免除を行うわけではないが、償還期限未到来のものも含め貸付金の回収が極めて困難と認められる債権についても見込むこととされており試算では徴収不能引当金全体の9割以上を占める。大阪府社協としては、今後ともこの準則に従いながら、回収が困難な状況にある借受人についてできるだけ早く把握できるように努めシステムに反映させることにより、欠損補てん積立金の十分性を随時確認するとともに償還免除規定の緩和見直しを含め必要に応じ国への働きかけ等を行っていく。</p> <p>大阪府社協並びに各市町村社協が地域におけるセーフティネットの一翼を担うことができるよう、安定的な人員体制の整備並びに継続的な事務費の確保に向け、引き続き国に対する制度見直しも含めた予算要望を行いながら、滞納者への更なる督促の強化や市町村社協との更なる連携の強化等、適正な貸付決定や償還指導等円滑な事業運営に努めていく。</p>
<p>委員意見</p>	
<p>償還率が約30パーセントに留まっている現状を踏まえ、適切な徴収不能引当金を算定するとともに、制度の将来的な持続を可能とするために、債権管理の実態を明らかにして所要の財源の確保等について国に働きかけられたい。</p>	
<p>措置の内容</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収不能引当金の額は、生活福祉資金会計準則に従って算定した。「徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額」には、償還免除要件を満たす債権のみならず、償還期限未到来の債権や健全債権でも、借受人が行方不明等、将来において徴収不能となる可能性が高い債権を含めている。 2 大阪府を通じて厚生労働省に対し、緊急雇用創出事業臨時特例基金の所要額見込調査をもって欠損補てん積立金の実態を報告するとともに、総合支援資金の原資及び欠損補てん積立金に係る基金の積み増しを働きかけた。その結果、平成26年3月27日に欠損補てん積立金の積み増しとして、3,663百万円の補助金が配分された。 3 府社協職員の督促は、3か月滞納時の電話督促、6か月滞納時の書類送付、12か月滞納時の連帯保証人への書類送付であるが、コールセンターから電話連絡した際の借受人の状況に合わせて、府社協職員から償還促進の交渉を行っている。 市町村社協に対しては、長期の滞納が続く場合に必要に応じて借受人の生活状況の確認を依頼している。さらに、平成27年度からは、生活困窮者自立支援事業に係る自立相談支援機関と連携しながら借受人の経済的自立を支援し、償還促進につなげてもらうこととした。 	